

独立行政法人自動車技術総合機構の保有する文書等の公開に関する規程

制 定	平成 14 年 9 月 30 日規程第 40 号
一部改正	平成 18 年 4 月 3 日規程第 1 号
一部改正	平成 27 年 3 月 26 日規程第 17 号
改正	平成 28 年 3 月 31 日規程第 45 号

(目的)

第 1 条 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）の保有する文書等の公開については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 14 年政令第 199 号。以下「施行令」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(開示請求窓口)

第 2 条 機構における法第 4 条の開示請求の窓口は、機構総務部総務課とする。

2 開示請求の方法は、前項の窓口を開示請求書を直接提出する方法又は開示請求書を郵送する方法によるものとする。

(開示請求書等様式)

第 3 条 法及び施行令並びにこの規程において規定する開示請求書、通知書及び意見書等の様式については、別表第 1 の種類ごとに定める様式による。

(開示文書の閲覧)

第 4 条 法第 15 条第 1 項の閲覧は、機構総務部総務課において行うこととする。

2 前項の閲覧時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(電磁的記録の開示方法)

第 5 条 法第 15 条第 1 項の電磁的記録の開示方法は、別表第 2 の法人文書の種別ごとに同表の中欄に掲げる開示の実施方法による。

(手数料の額等)

第 6 条 手数料の額等については、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る法人文書 1 件につき 300 円

(2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書 1 件につき、別表第 2 の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第 15 条第 5 項の規定によりさらに開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が 300 円に達するまでは無料とし、300 円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が 300 円を超えるときを除く。）は当該基本額から 300 円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接に関連を有する法人文書（保存期間が 1 年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接に関連を有する複数の法人文書

3 手数料の額は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号）第 13 条の額と同額とする。

(手数料の納付方法)

第 7 条 第 6 条の手数料の納付は、次によることとする。

(1) 開示請求において必要となる開示請求書（様式第 1 号）及び開示を受けるにあたり必要となる開示の実施の方法等申出書（様式第 14 号又は第 15 号）、更なる開示の申出において必要となる申出書（様式第 16 号）を第 2 条の窓口直接提出する場合にあっては、必要となる納付の額を現金又は郵便小為替によって納付すること。

(2) 前号の開示請求書又は申出書を第 2 条の窓口で郵送する場合にあっては、必要となる納付の額を為替（郵便局の定額小為替証書又は普通為替証書）にして、当該開示請求書等に添えて郵送すること。

2 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(開示実施手数料の減額及び免除)

- 第8条 理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。
 - 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を記載することとする。
 - 4 理事長は、第2項の申請により開示実施手数料を減額し若しくは免除しようとするとき又は減額し若しくは免除することができないときは、申請者に対してその旨通知することとする。
 - 5 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

（情報提供の方法）

第9条 法令及び規程により行われる情報の提供は、閲覧窓口（独立行政法人自動車技術総合機構文書閲覧窓口設置規程（平成28年規程第33号）第1条に定める閲覧窓口をいう。）に備えて一般の閲覧に供する方法及び法人の外部公開ホームページへ掲載する方法により行うものとする。ただし、法令又は他の規程に定めのある場合については当該法令又は規程の定めるところによる。

附則

この規程は、平成14年10月1日から適用する。

附則（平成18年4月3日自総総第134号）

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成27年3月26日自総総第102号）

この規程は、平成27年3月31日から適用する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

別表第2

左 欄	中 欄	右 欄	
		開示実施手数料の額	
		単 位	単 価
1 文書又は図画（2～4又は8に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごと	100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚	100円
		+12枚までごと	760円
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）（備考1）	A3判以下	10円
		A2判1枚	40円
		A1判1枚	80円
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	A3判以下	20円
		A2判1枚	140円
		A1判1枚	180円
ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	L判（縦89mm×横127mm） 1枚	120円	
	六切り判（縦203mm×横254mm） 1枚	520円	
ヘ スキャナにより読み取ってきた電磁的記録をFDに複写したものの交付	+12枚までごと	760円	
	FD 1枚につき	50円	
	当該文書又は図画 1枚ごと	10円	
ト スキャナにより読み取ってきた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	CD-R 1枚につき	100円	
	当該文書又は図画 1枚ごと	10円	
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	1枚	10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻	290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付（備考1）	A4判1枚	80円
		A3判1枚	140円
A2判1枚		370円	
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚	10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	L判（縦89mm×横127mm） 1枚	30円
4 スライド（9に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻	390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	L判（縦89mm×横127mm） 1枚	100円
5 録音テープ（9に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻	290円
	ロ 録音カセットテープ（120分、タイプIノーマルポジション）に複写したものの交付	1巻	430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻	290円
	ロ ビデオカセットテープ（120分、VHS）に複写したものの交付	1巻	580円
7 電磁的記録（5、6又は8の閲覧に該当するものを除く。）	イ 用紙（A3判以下）に出力したものの閲覧	100枚までごと	200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごと	410円
	ハ 用紙（A3判以下）に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）（備考1）	1枚	10円

左 欄	中 欄	右 欄	
法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額	
		単 位	単 価
	ニ 用紙（A3判以下）にカラーで出力したものの交付	1枚	20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジ（フロッピーディスク、2HD）に複写したものの交付	1枚	50円
		+1ファイルごと	210円
	ヘ 光ディスク（CD-R）に複写したものの交付	1枚	100円
		+1ファイルごと	210円
	ト 幅12.7mmのオープンリールテープ（2400フィート型）に複写したものの交付	1巻	7,000円
		+1ファイルごと	210円
	チ 幅12.7mmの磁気テープカートリッジ（12.7mm幅MTC、DLT）に複写したものの交付	1巻（日本工業規格X6123、X6132）	800円
		1巻（日本工業規格X6135）	2,500円
		1巻（日本工業規格14833）	8,600円
		1巻（日本工業規格15895）	10,500円
		1巻（日本工業規格15307）	12,900円
		+1ファイルごと	210円
	リ 幅8mmの磁気テープカートリッジ（8mm幅MTC）に複写したものの交付	1巻（日本工業規格X6141）	1,800円
1巻（日本工業規格X6142）		2,600円	
1巻（日本工業規格15757）		3,200円	
+1ファイルごと		210円	
ヌ 幅3.81mmの磁気テープカートリッジ（4mm幅DAT、DDS方式）に複写したものの交付	1巻（日本工業規格X6127）	590円	
	1巻（日本工業規格X6129）	800円	
	1巻（日本工業規格X6130）	1,300円	
	1巻（日本工業規格X6137）	1,750円	
	+1ファイルごと	210円	
8 映画フィルム	イ 専用機器（映写機）により映写したものの視聴	1巻	390円
	ロ ビデオカセットテープ（120分、VHS）に複写したものの交付	8mm映画フィルム	6,800円
		+記録時間10分までごと	2,750円
		16mm映画フィルム	13,000円
		+記録時間10分までごと	3,200円
	35mm映画フィルム	10,100円	
	+記録時間10分までごと	2,650円	
9 スライド及び録音テープを同時に視聴する場合	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻	680円
	ロ ビデオカセットテープ（120分、VHS）に複写したものの交付	スライド*20枚まで	5,200円
		+スライド*20枚を超える枚数1枚ごと	110円

（備考1） 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

（備考2） 手数料の額の算出方法についての説明

自動車機構は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項で規定する「特定独立行政法人」であり、その役員及び職員は国家公務員の身分が与えられており、給与等の支給規程は国と同程度の基準で定められている。さらに、業務運営のための事業費を国から財源措置されていることから、人件費等一般管理費及びその他経費から算出する検査法人の保有する文書等の公開に係る手数料の積算は、国において積算した実費計算と同額であることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条の額と同額とする。